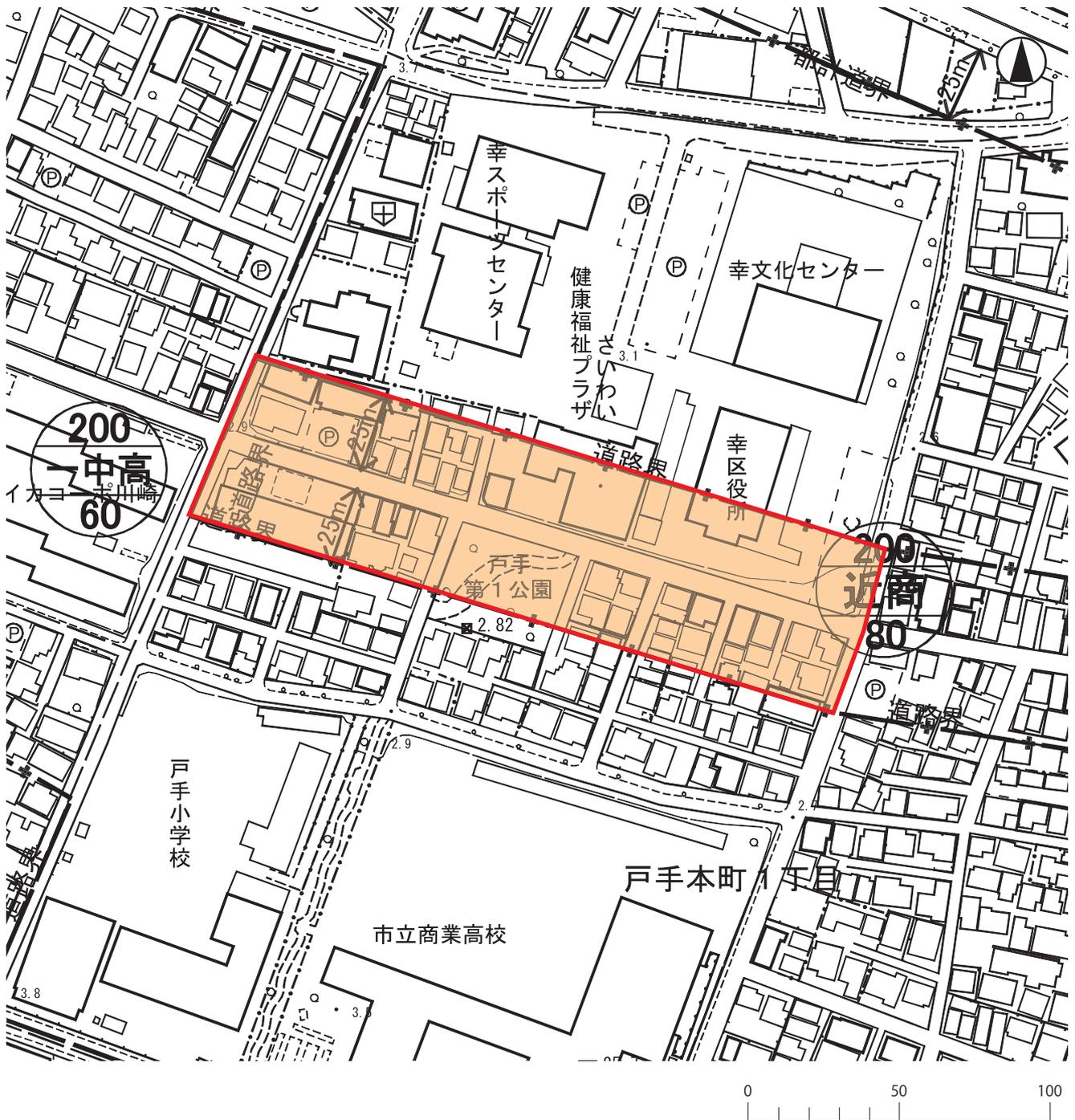


## 戸手本町1丁目地区地区計画

名 称	戸手本町1丁目地区地区計画	
位 置	川崎市幸区戸手本町1丁目	
面 積	約1.3ha	
地区計画の目標	本地区は、幸区役所、文化センター、図書館、スポーツセンター等の行政施設に接した幸区役所通り商店街で地区固有の特性を活用し、魅力ある商店街の形成を目標とする。	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区は、周辺地区との調和に配慮し、近隣住民の利便増進のため、活力ある商店街の形成を計画的に誘導する。
	建築物等の整備の方針	本地区には、商業・業務施設等の誘導を図るとともに魅力ある商店街の形成を図るための基準を設定する。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 建築基準法別表第2（と）項第3号に掲げる事業を営む工場 2 建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分（当該部分に附属する階段、エレベーター、廊下、車庫等の施設を含む。）にあっては、6/10（建築基準法第53条第3項第2号の規定に該当する建築物にあっては、7/10）とする。

「区域は計画図表示のとおり」

# 戸手本町1丁目地区地区計画計画図



凡 例	
	地区計画区域